

みらい1分ニュースレター

2010/2/8 第 27 号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

中国においても商標権はしっかりと保護されています。

適切な登録により、自社の知的財産を上手く活用することは、中国における事業成功の重要な要素の1つとなります。



テーマ

中国における商標権の取得 (1/2)

←ポイント

✓重要法令:

1. 【商標法】(2001年10月27日 改正)
2. 【商標法实施条例】(2002年9月15日 施行)

✓注目すべきポイント:

1. 商標登録の要件は、著しい特徴がある識別性を有していること
2. 商標登録の原則は、先願主義(但し、優先権を有する特例あり)
3. 商標権の有効期間は、登録の許可した日から10年間(延長可)

←解説

◆中国商標登録の8つの主な内容

(1) 商標登録の対象

文字、図形、アルファベット、数字、立体的な標識、又はこれらの結合若しくはこれらと色彩との結合は、商標として登録することができます。

(2) 登録要件

著しい特徴があって、識別性を有している商標でなければ、登録できません。商品の通称や規格、又は商品の主要原料や機能、品質等を表現するものは商標として登録できません。

(3) 商標として使用禁止のもの

原則として、①国家(中国、外国を含む)又は国際組織の名称、国旗、国章、軍旗、②「赤十字」等の名称、標識、③中国の県以上の地名又は周知されている外国地名、④民族差別があるもの、⑤誇大な宣伝又は詐欺性があるもの、⑥公序良俗に反するもの、⑦その他上述した①～②に類似したもの等は、商標として使用できません。

(4) 商標登録の先願主義と優先権

原則として、先願主義です。但し、優先権を有する特例もあります(海外において出願された日から6ヶ月以内、又は中国政府の主権若しくは承認した国際展示会で初めて公開された日から6ヶ月以内の商標は、中国において登録の優先権を有しています)。

(5) 商標権の有効期間

商標権の有効期間は、登録許可の日から10年間です。満期日に達した場合、延長の申請(10年)は可能です。

商標権の有効期間中は、当該商標の独占使用権を有しています。商標権が侵害された場合には、工商行政管理局に対し対応・処理を要求する、又は裁判所に起訴することができます。

次回(2/15)は、商標権の取得手続、所要時間等について引き続きご紹介いたします。

執筆: 莫 健潔(ばく けんけつ)

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、総勢約140名の陣容。うち、中国、ベトナムをはじめ、外国人コンサルタントも10数名在籍。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

- ◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
- ◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010
- ◇[名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

